

—— 第2章 私たちの
環境負荷低減への取り組み ——

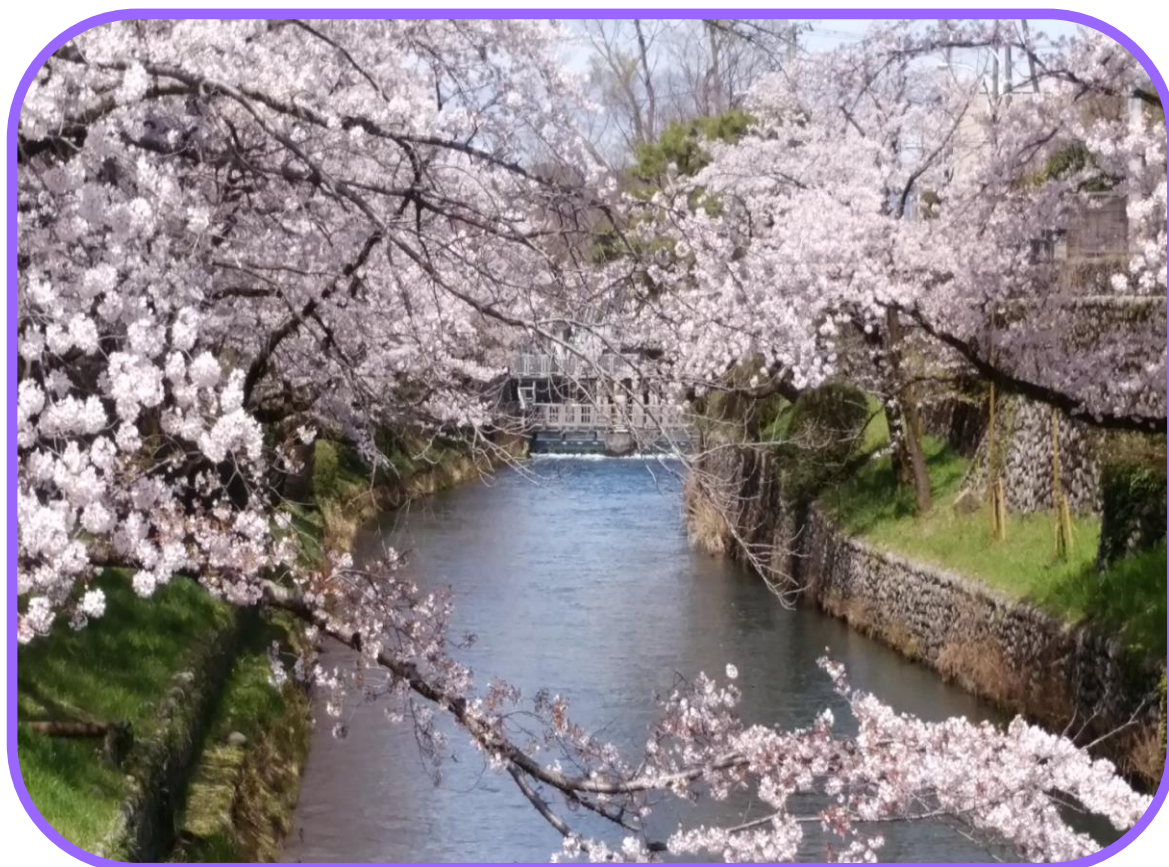


写真 羽村市 玉川上水

1 環境方針

「環境にやさしく安全で地域と協働する清掃工場」

西多摩衛生組合環境センターは、環境にやさしく安全な清掃工場として、地域から排出されたごみを適正に処理するとともに、地域の皆様と協働して環境負荷の低減を図るために、全職員をあげて次のことに取り組んでいます。

1 安全で安定した事業活動を行うためにも、公害防止協定を厳守し、さらなる環境負荷の低減を目指します。

＜公害防止協定の主な内容＞

排出ガスは、大気汚染防止法に定める基準値（法規制値）以内とし、下表に定める公害防止協定制値以下とする。また、規制基準をさらに低減する努力目標として、下表に公害防止協定目標値を定める。

表 排ガスに係る法規制値、公害防止協定制値および目標値

項目	単位	法規制値	公害防止協定制値	公害防止 ^{※2} 協定目標値
硫黄酸化物	ppm	(約 440) ^{※1}	30	10
窒素酸化物	ppm	250	50	40
ばいじん	g/m ³ N	0.08	0.02	0.01
塩化水素	ppm	430	25	10
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.5	0.1
水銀	mg/m ³	—	—	0.05

※1 硫黄酸化物の「K 値」は、6.42 です。

※2 公害防止協定目標値とは、将来にわたり規制基準をさらに低減する努力目標として定めた共同の値です。

2 地域におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、施設稼働に当たっては、環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギー施策を推進します。

＜主な対策＞

- ① 構成市町へ、ごみの減量を目的とした資源化の促進の依頼
- ② 温室効果ガス削減計画の推進
- ③ **グリーン購入**の推進

3 地域と協働で事業活動を進めていくために、いつでも相互の意見交換ができる場を持ち、様々な環境データを積極的に公開するとともに、より分かりやすく理解が得られるよう親切丁寧な説明に努め、説明責任を果たしていきます。

＜主な対策＞

- ① ホームページ・情報公開条例等による情報公開
- ② 公害防止協定に基づく周辺住民説明会等の開催
- ③ 環境報告書の作成
- ④ 広報紙「**にしたまエコにゅうす**」発行

2 平成 28 年度の物質収支



3 平成 28 年度の実績と評価





平成 28 年度の環境センターからの温室効果ガス排出量（ごみ焼却によるものは除く）および排ガス、放射性物質等、敷地境界線における悪臭・騒音・振動ならびに排水の測定結果の実績と評価は下表のとおりです。また、温室効果ガス排出量は、平成 27 年度から第 2 計画期間に入っています。

排ガスの測定結果は公害防止協定値をすべて下回っています。なお、騒音については法規制値を超過していますが、これは、焼却施設停止時の測定結果においても法規制値を超過していることから、外部要因が大きく影響していると判断しています。

＜温室効果ガス排出量＞		【評価基準】		減少		増加
		項目	削減義務率 (計画期間:平成 27~31 年度)	基準年度値	平成 28 年度 実績値	評価
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)		15%削減 (5 年間 3,500t-CO ₂ 削減)	4,672	2,015 (43.1%削減 ^{*1})		P.28 ~29

※1 平成 28 年度実績値：（ ）内の数値は、基準年度値に対する削減率を示しています。

＜公害関連項目＞

【評価基準】		公害防止協定目標値達成		公害防止協定規制値達成
		法規制値達成		法規制値未達成

■ **公害防止協定目標値**とは、公害防止協定値を組合の努力によって、さらに低減するための目標値です。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成 28 年度実績値		評価	参照頁
				最大値	最小値		
排ガス	ばいじん (g/m ³ N)	0.08	0.02	0.01	<0.001	<0.001	 P.32
	硫黄酸化物 (ppm)	約 440	30	10	<1	<1	 P.32
	窒素酸化物 (ppm)	250	50	40	39	11	 P.32
	塩化水素 (ppm)	430	25	10	9	5	 P.32
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	1	0.5	0.1	0.0062	0.00010	 P.34 ~35

注) 1 「ばいじん」「硫黄酸化物」「窒素酸化物」「塩化水素」の法規制値は、[大気汚染防止法](#)によるものです。






2 「ダイオキシン類」の法規制値は、[ダイオキシン類対策特別措置法](#)によるものです。

3 排ガスの実績値は、3 炉の最大、最小を示しています。


ダイオキシン類は、●1 号炉・・・2 回/年 ●2 号炉・・・2 回/年 ●3 号炉・・・3 回/年 測定実施。
その他の項目は、●1 号炉・・・4 回/年 ●2 号炉・・・4 回/年 ●3 号炉・・・4 回/年 測定実施。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成 28 年度実績値		評価	参照頁	
				最大値	最小値			
放射性物質等 敷地境界線	焼却灰（飛灰）中 （Bq/kg）	8,000	—	—	141	47		P.42
	排ガス（煙突出口）中 （Bq/m ³ N）	1	—	—	不検出	不検出		P.43
	空間放射線量率 （ μ Sv/h）	0.23	—	—	0.070	0.054		P.44
東	0.069				0.053			
西	0.075				0.058			
南 北	0.072				0.058			

- 注) 1 「放射性物質等」の法規制値は、[放射性物質汚染対処特措法](#)によるものです。
 2 放射性物質（焼却灰中、排ガス中）の実績値は、「放射性セシウム 134」と「放射性セシウム 137」の合計値です。
 3 放射性物質（排ガス中）の実績値は、3 炉の最大、最小を示しています。
 ●1 号炉・・・4 回/年 ●2 号炉・・・4 回/年 ●3 号炉・・・4 回/年 測定実施。
 4 空間放射線量率の実績値は、敷地境界線 4 地点（各地点の測定回数 52 回/年）の最大、最小を示しています。
 5 「不検出」とは、検出限界濃度以下を示しています。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成 28 年度実績値		評価	参照頁	
				最大値	最小値			
臭気（敷地境界線）	臭気指数	10	10	—	<10	<10		P.46
	アンモニア （ppm）	1~5	—	—	0.12	0.02		
	メチル メルカプタン （ppm）	0.002~ 0.01	—	—	<0.0001	<0.0001		
	硫化水素 （ppm）	0.02~0.1	—	—	<0.0001	<0.0001		
	硫化メチル （ppm）	0.01~0.2	—	—	<0.0001	<0.0001		

- 注) 1 「臭気指数」の法規制値は、[東京都環境確保条例](#)によるものです。
 2 「その他の臭気項目」の法規制値は、東京都環境確保条例で規制を設けていないため、評価の参考として[悪臭防止法の悪臭物質濃度の規制値](#)を掲載しています。
 3 臭気の実績値は、敷地境界線 4 地点（各地点の測定回数 2 回/年）の最大、最小を示しています。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成28年度実績値		評価	参照頁		
				最大値	最小値				
騒音 (敷地境界線)	地点 No.A~D	朝	40	40	—	48	41		P.47
		昼	45	45	—	54	40		
		夕	40	40	—	51	38		
		夜	40	40	—	47	38		
	地点 No.E, F	朝	45	45	—	49	41		
		昼	50	50	—	62	42		
		夕	45	45	—	49	38		
		夜	45	45	—	47	37		
振動 (敷地境界線)	地点 No.A~C E, F	昼	60	60	—	39	<30		P.48
		夜	55	55	—	37	<30		
	地点 No.D	昼	55	55	—	<30	<30		
		夜	50	50	—	<30	<30		

注) 1 「騒音」「振動」の法規制値は、[東京都環境確保条例](#)によるものです。なお、地点によって規制基準値が異なるため、規制基準値ごとに示しています。

2 騒音、振動の実績値は、敷地境界線6地点(各地点の測定回数2回/年)の最大、最小を示しています。

項目	法規制値	公害防止協定規制値	公害防止協定目標値	平成28年度実績値		評価	参照頁	
				最大値	最小値			
排水	pH	5~9	—	—	7.9	6.9		P.49
	BOD (mg/L)	600	—	—	1.4	<0.5		
	SS (mg/L)	600	—	—	1	<1		

注) 1 「排水」の法規制値は、[下水道法](#)によるものです。